

岡崎市福祉の村 基本構想

< 概 要 版 >

平成 22 年 4 月
岡 崎 市

はじめに

基本構想策定の目的

「福祉の村」は、総定員 200 人以上の障がい福祉サービスを提供し、総定員 800 人規模の生きがい活動・スポーツ活動施設を持つ岡崎市の複合型福祉拠点として、重要な役割を担ってきました。

しかし、創設から 30 余年が経ち、現場では、「清楽荘」、「若葉学園」を有する建物の老朽化や、「めばえの家」のニーズの増大に伴う狭あい化などの課題も生じており、長期的視野に立ったあり方を展望すべき時を迎えています。

そこで、これからの「福祉の村」が担っていくべき機能・役割を検討し、基本構想にとりまとめました。

「福祉の村」の各施設の概要

№	開設年	名称	定員	建物面積 (㎡)	事業内容	主な対象者
1	昭和 49 年	清楽荘	200 人	1,181	高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための「老人福祉センター」。日帰り入浴もできる。	一般高齢者
2	昭和 55 年	友愛の家	100 人	455	身体障害者福祉法上の身体障がい者福祉センター。平成 18 年 10 月から障害者自立支援法上の地域活動支援センターの位置づけを付加。	身体障がい者
3	昭和 55 年	体育館	500 人	715	福祉の村利用者の健康増進、機能回復訓練、スポーツ指導、交流会、各種行事の場として使用。	各施設通所者、一般住民
4	昭和 55 年	若葉学園	35 人	1,113	児童福祉法上の知的障がい児通園施設。3 歳児～小学校入学前の子どもの療育訓練を行っている。	知的障がい児・発達障がい児
5	昭和 55 年	希望の家	30 人	555	知的障害者福祉法上の知的障がい者通所授産施設から、平成 21 年 4 月に障害者自立支援法上の就労移行支援・就労継続支援（B 型）の事業所に移行。	知的障がい者
6	昭和 59 年	めばえの家	30 人	294	障害者自立支援法上の児童デイサービス事業所。0～2 歳児の障がい児と母親が母子通園し、療育指導を受ける。	知的障がい児・発達障がい児
7	昭和 61 年	そだちの家	60 人	916	知的障害者福祉法上の知的障がい者通所更生施設から、平成 21 年 4 月に障害者自立支援法上の生活介護事業所に移行。	知的障がい者
8	平成 3 年	のぞみの家	60 人	1,040	知的障害者福祉法上の知的障がい者通所授産施設から、平成 21 年 4 月に障害者自立支援法上の生活介護・就労継続支援（B 型）の事業所に移行。	知的障がい者
9	平成 9 年	みのりの家	5 人	180	在宅の知的障がい児・者の生活自立に向け、2 泊 3 日の短期宿泊、共同生活体験を行う施設。障害者自立支援法上の地域生活支援事業として障がい者自立生活訓練事業を実施。	知的障がい児・者
10	平成 13 年	にじの家	20 人	762	身体障害者福祉法上の身体障害がい者デイサービスセンターから、平成 18 年 10 月に障害者自立支援法上の生活介護事業所に移行。	身体障がい者

「福祉の村」をめぐる課題

- 1 障がい児・者を支援する総合拠点施設としての位置づけ
「福祉の村」は、障がい児・者を支援する総合拠点施設としての位置づけを検討していくことが求められます。
- 2 3 障がいのなかの精神障がいへの対応
全国的に、精神障がい者への福祉は他の障がいへの福祉に比べて立ち遅れており、また、「福祉の村」には精神障がい者支援機能がないことから、そのあり方を検討していくことが求められます。
- 3 地域に開かれた障がい者の交流の場、サロンの検討
「福祉の村」は、障がいの有無に関わらず、市民が広く日常的に交流する機能が不十分であることから、地域に開かれた障がい者の交流の場、サロンとしてのあり方を検討していくことが求められます。
- 4 3 障がいに発達障がいを含めた総合相談体制の検討
3 障がいに発達障がいを含めた「福祉の村」での総合相談体制のあり方を検討していくことが求められます。
- 5 障がい児療育施設（「めばえの家」、「若葉学園」）の検討
発達障がい児や「気になる子」の増加を受け、「福祉の村」における障がい児療育施設（「めばえの家」、「若葉学園」）のあり方を検討していくことが求められます。
- 6 「気になる子」の専門的な相談機能の検討
発育・発達上の「気になる子」の増加を受け、岡崎市における専門的な相談機能のあり方を検討していくことが求められます。
- 7 「福祉の村」への医療機能の設置の検討
適切な療育のためには、医療との連携が不可欠であることから、「福祉の村」での医療機能のあり方を検討していくことが求められます。
- 8 就労支援・コーディネート機能の検討
近年、国の障がい者施策では就労支援が強く打ち出されていることから、「福祉の村」における福祉的就労（「のぞみの家」、「そだちの家」、「希望の家」）機能や一般就労へのコーディネート機能のあり方を検討していくことが求められます。
- 9 重複重度障がい者への支援の検討
重複重度障がい者の生活上の課題に対しては、様々な公的な支援の必要性が高く、岡崎市での支援強化方策を検討していくことが求められます。
- 10 緊急時、一時に対応できる宿泊施設の検討
市民アンケート等でも要望がある、緊急時、一時的に対応できる宿泊施設の岡崎市でのあり方を検討していくことが求められます。

「福祉の村」における各施設の現状と課題

「福祉の村」における各施設の主にハード面における現状と課題は、以下の通りです。



「福祉の村」の今後のあり方

「福祉の村」の基本方向

「福祉の村」の将来的なあり方について、以下の３つの基本方向を掲げます。

基本方向１ 障がい児・者を支援する総合的拠点

「福祉の村」は、開設以来、岡崎市の障がい児・者、高齢者に対する日中活動の多機能拠点として、中心的な役割を果たしてきました。しかし、市内各地に高齢者施設が新たに建設されるなど機能の分散化が進む一方、各施設の老朽化や、障がい児支援ニーズの増大に伴う狭あい化が進んでいます。

そこで、発達障がい児への地域療育支援など、今日的な課題にも対応していけるよう、障がい児・者への機能の特化並びに再編を図り、障がい児・者支援機能の強化、総合的な相談支援機能の創設、障がい種別に応じたりハビリテーションの場の充実などを進めます。

基本方向２ 障がい児・者支援の役割分担の明確化

市内には、愛知県が経営する「第二青い鳥学園」や知的障がい者更生施設「藤川寮」、社会福祉法人が運営する入所型の障がい者支援施設など数多くの福祉資源が存在しています。

「福祉の村」は、障がい児・者を支援する市の総合的拠点として中心的な役割を果たしますが、他の障がい児・者機関との役割分担を明確化し、他の施設では行うことのできない高度な機能や民間事業者の参入が少ない事業などの支援に特化した機能的な施設とします。

基本方向３ 障がい児・者支援ネットワークの構築

市内には、福祉サービス事業所や相談支援事業所、療育施設など数多くの福祉資源が存在しています。障がい児・者が年齢を重ねるごとに、福祉サービスへのニーズも変化していくことから、種別の異なる施設間でのより緊密な情報の共有、サービス提供にあたっての連携が必要となります。

そこで、「福祉の村」に障がい児・者の総合的な相談体制を構築し、施設単位の支援をコーディネートすることにより、一人ひとりの障がい児・者が地域に根ざしたライフステージを想定できるような障がい児・者支援ネットワークを構築します。

各施設の今後のあり方

(1) 「めばえの家」・「若葉学園」

「福祉の村」整備の第1期事業として、現在の「清楽荘」・「若葉学園」がある建物を取り壊し、「(仮称)こども発達センター」を設置します。

「めばえの家」・「若葉学園」は、「(仮称)こども発達センター」内に設置し、総合的に子どもの発達を支援していきます。

「めばえの家」の定員を増員します。

「若葉学園」は、各プレイルームの間取りに余裕を持たせることや、会議室など転用可能な部屋を確保することにより、将来的な需要拡大に対応できるあり方を目指します。

(2) 「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」

「福祉の村」整備の第1期事業終了後に、施設の更新・リニューアルも視野に入れながら、3施設のあり方を介護系と就労系に再編していきます。

定員については、要望の多い「就労移行支援」と「生活介護」を増とし、「就労継続支援B型」の具体的な定員数は、市内施設の新法移行及び整備状況をみながら検討していきます。

受け入れ人数の量的な拡充のほか、一般就労移行にむけた相談・コーディネート機能の強化に努めていきます。

(3) 「友愛の家」・「体育館」

「友愛の家」・「体育館」は長期的には建て替えを進めていきます。

「友愛の家」では、現在有する機能に加えて、障がいの有無を問わず誰もが集えるサロンのような居場所としての機能、情報提供機能、障がい者の就労・在宅生活等に関する総合的な相談機能を付加していきます。

精神障がい者支援として、「友愛の家」に付加する機能のなかで、「コミュニケーションの支援」・「相談支援」を充実していきます。

(4) 「にじの家」・「みのりの家」

在宅で重複重度障がい者が利用できる「にじの家」のような施設は、全体的に不足しているため、施設の拡充・定員増を検討していきます。

「みのりの家」を増改築することにより、定員増を図るとともに、「医療的ケアを伴わない障がい児・者」がより多く宿泊体験できるよう検討していきます。

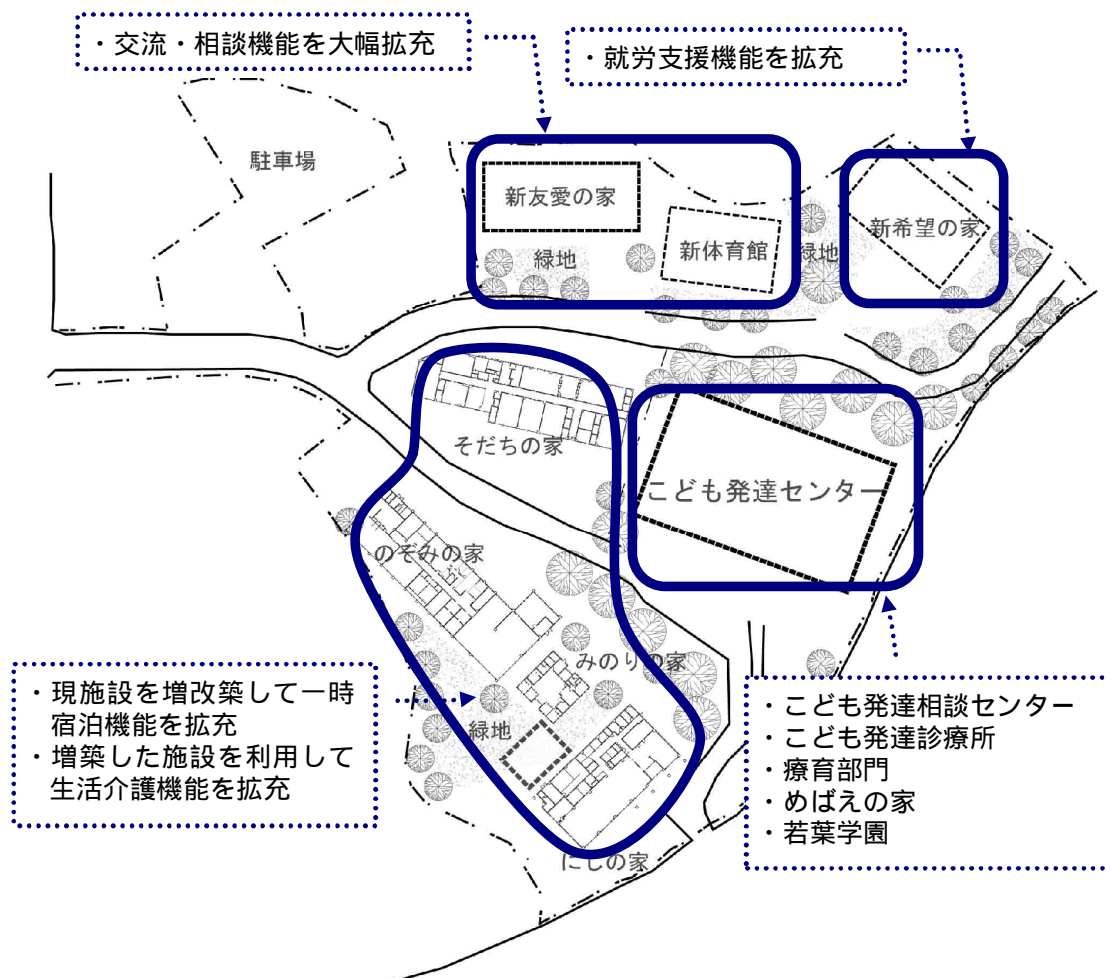
「みのりの家」において、男女を問わず、緊急時に一時的に宿泊できるよう検討していきます。

「福祉の村」の施設配置

第 1 期事業として、老朽化の進む「若葉学園・清楽荘」を取壊し、「(仮称)こども発達センター」を整備します。「清楽荘」は、廃止とします。

第 2 期事業以降については、まず、「みのりの家」、「にじの家」の増改築し、各機能を強化します。

次に、既存建物の耐用年数や設備等に考慮しつつ、順次「友愛の家」、「体育館」、「希望の家」の建て替えを行ないます。



「(仮称)こども発達センター」のあり方

(1) 3つの基本方針・5つの機能

「(仮称)こども発達センター」の3つの基本方針

早期の発見、診断、療育
保護者も含めた包括的な支援
地域療育の向上を目指した関係機関との連携強化

「(仮称)こども発達センター」の5つの機能

- 1 (仮称)こども発達相談センター【こども発達センター相談部門】
発達障がいについての医療相談や事後相談、保健所・保育園・幼稚園・学校など関係機関とのコーディネートを行う。
- 2 (仮称)こども発達診療所【こども発達センター診療部門】
主に軽度の発達障がいの診察・診断を行う。
- 3 (仮称)こども発達センター療育部門
診療後の医師からの指示によるリハビリテーションや、保育園、幼稚園からの外来療育も行う。
- 4 めばえの家
0～2歳児の母子通園型の福祉的な療育(児童デイサービス)を行う。
- 5 若葉学園
3～5歳児の母子分離型の福祉的な療育(知的障がい児通園施設)を行う。

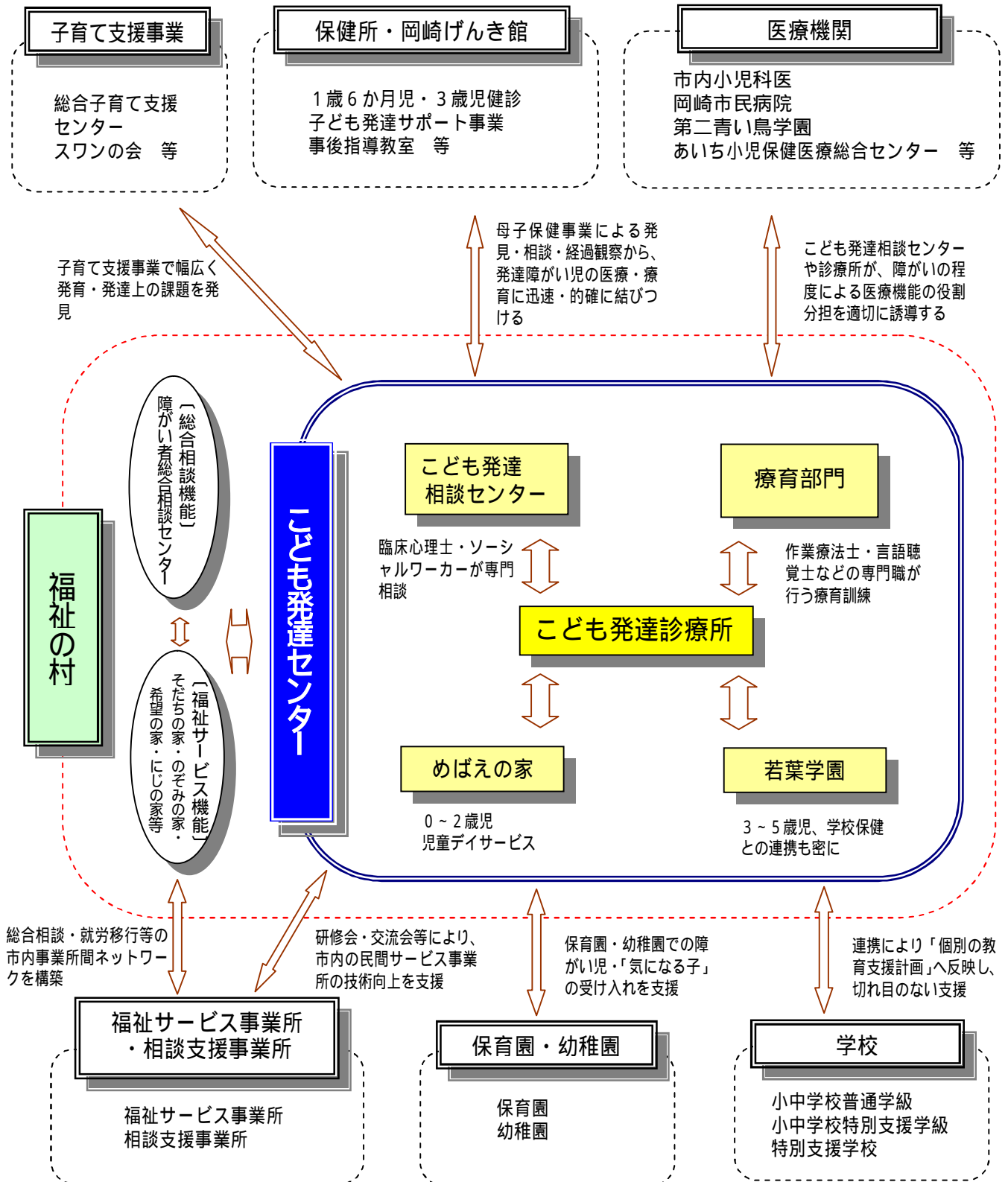
(2) 子どもの発達支援体制

療育相談や発達上で気になることなどについて、気軽に利用できる相談の場の提供に努めます。

軽度の発達障がいレベルの診断を行い、適切な療育訓練を実施します。

保育園などに通園しながら療育訓練ができる場を提供するとともに、保育園などに直接出向いて指導・支援を行なっていきます。

子どもの発達支援体制



「(仮称)こども発達センター」と関係機関が密に連携しながら、早期発見、診療、療育を行っていきます。

「福祉の村」の相談機能のあり方

「友愛の家」に「(仮称)障がい者総合相談センター」を設置し、障がい全体に対応した窓口機能や、障がい者への情報提供機能が発揮できる体制を整えます。また、各相談支援事業所との連絡調整機能として、「障がい者自立支援協議会」の運営を実施し、協議を進めていきます。

「(仮称)障がい者総合相談センター」と「(仮称)こども発達相談センター」とが連携を図ることにより、切れ目のない支援ができる体制を整えます。

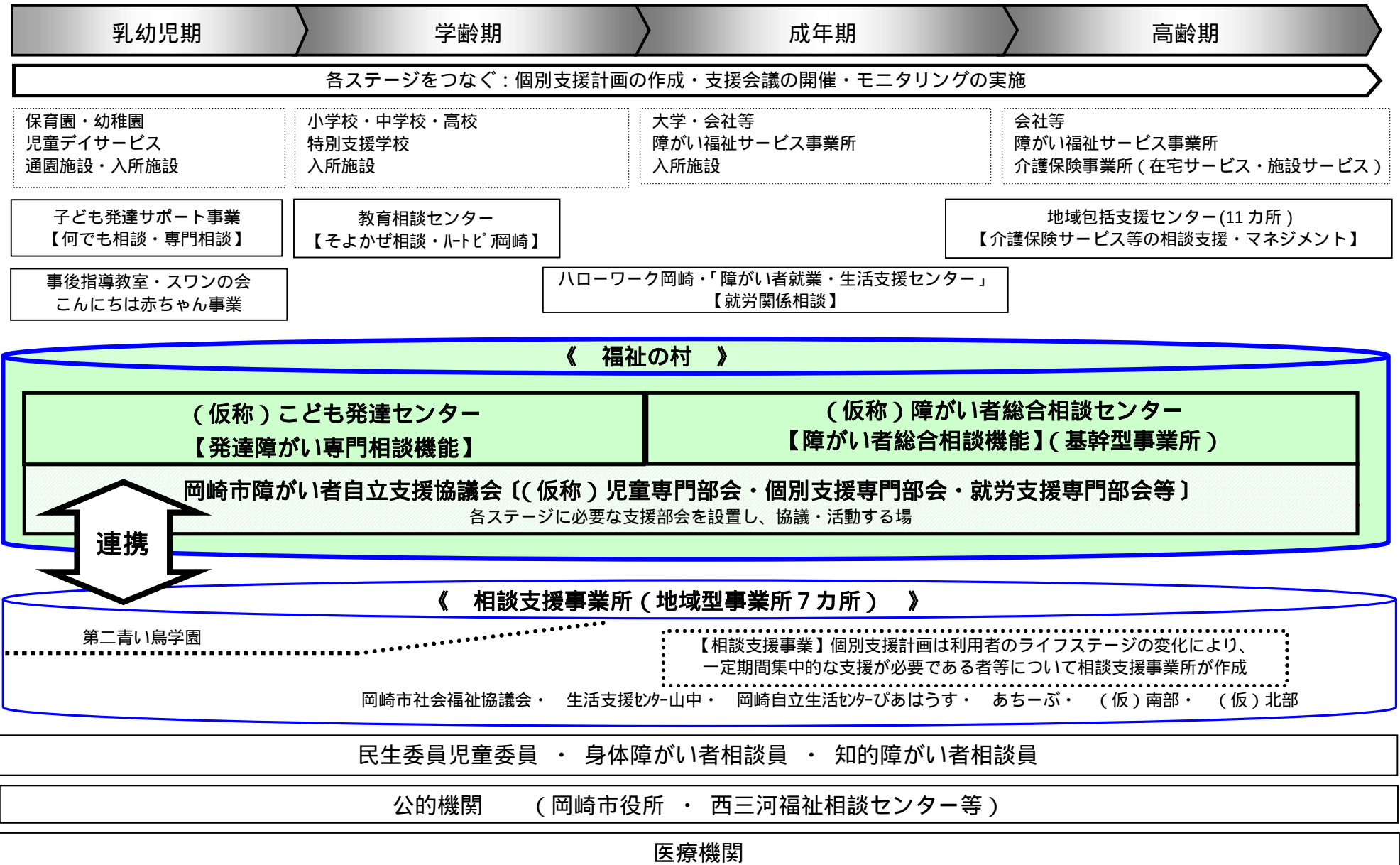
ライフステージ別にみた岡崎市の相談支援体制のイメージは、次頁の通りです。

今後のスケジュール案

年度	項 目
平成 21 年度	岡崎市福祉の村基本構想(案)の策定
整備事業開始 1 年度目	岡崎市福祉の村基本構想(案)を岡崎市社会福祉審議会へ諮問 基本構想を具体化するための意見聴取 (市民・障がい者団体・福祉事業所・福祉の村職員等)
整備事業開始 2 年度目	「岡崎市福祉の村基本計画」の策定 「(仮称)こども発達センター」敷地の測量・地質調査
整備事業開始 3 年度目	「(仮称)こども発達センター」基本設計 「(仮称)こども発達センター」のサービス内容の検討
整備事業開始 4 年度目	「(仮称)こども発達センター」の実施設計 「(仮称)こども発達センター」のサービス内容の検討 診療所の認可申請手続
整備事業開始 5 年度目	「若葉学園」仮設 「(仮称)こども発達センター」建築・外溝工事 「(仮称)こども発達センター」開設準備事務
整備事業開始 6 年度目(以降)	「(仮称)こども発達センター」完工、供用開始 「友愛の家」など他の施設について順次整備を検討

財政状況などによりスケジュールの変更もあります

ライフステージ別に見た相談支援体制



岡崎市福祉の村基本構想 【概要版】

平成 22 年 4 月

岡崎市福祉保健部障がい福祉課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

TEL: 0564-23-6155 FAX: 0564-25-7650

メールアドレス: shogai@city.okazaki.aichi.jp